



## 「我孫子市オフィス開設等促進補助金制度」を創設

市内へのオフィスの立地を促進するとともに雇用の拡大を図るため、オフィス開設等に要する費用の一部を補助する「我孫子市オフィス開設等促進補助金制度」を令和3年度から創設しました。制度概要については、以下のとおりです。

◇補助対象者：我孫子市内に本社を有しない事業者で次の要件を満たすもの

### ◎共通要件

- ・申請時に法人設立の日から3年以上経過していること
- ・3年以上継続して維持、運営されることが見込まれること
- ・本社所在地の市区町村民税を滞納していないこと

### ○個別要件【新規開設型】

- ・市内に新たにオフィスを開設すること
- ・開設時の当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること

### ○個別要件【本社機能移転型】

- ・市内の支社等に本社機能の一部または全部を移転すること
- ・本社機能の移転に伴い、常時雇用者が1人以上増加すること
- ・本社機能移転時の当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること

◇補助メニュー及び補助額

#### 【オフィス開設費】

オフィス改修費、通信環境整備費、セキュリティ工事費、オフィス賃借料（12月相当分）等のオフィス開設等をするために必要な経費の1/2、**最大300万円を補助※**

（※）補助額の上限は、配置される常時雇用者数に応じます。

#### 【雇用拡大支援費】

オフィス開設日または、本社機能移転日の3か月前から3年後までの期間内に、新たに雇用した市民やオフィス開設、本社機能移転に伴い、我孫子市に移住した既存の常時雇用者がいた場合、1人につき10万円、**最大200万円を補助※**

（※）新規雇用／移住後1年以上市民であることが条件となります。

#### 【問い合わせ】

我孫子市環境経済部企業立地推進課

担当 鈴木・伊藤・宮澤

☎ 04-7185-2214



# 我孫子市オフィス開設等促進補助金

オフィス開設費

+

雇用拡大支援費

補助額：最大500万円

## ◆オフィス開設費（最大300万円）

**補助対象者：**我孫子市内に本社を有しない事業者で次の要件を満たすもの

### ◎共通要件

- ・申請時に法人設立の日から3年以上経過していること
- ・3年以上継続して維持・運営されることが見込まれること
- ・本社所在地の市区町村民税を滞納していないこと

### ○個別要件【新規開設型】

- ・市内に**新たにオフィス**を開設すること
- ・開設時の当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること

### ○個別要件【本社機能移転型】

- ・市内の支社等に**本社機能の一部または全部**を移転すること
- ・本社機能の移転に伴い、常時雇用者が1人以上増加すること
- ・本社機能移転時の当該オフィスの常時雇用者が3人以上であること

**補助額：**補助対象経費 × 1 / 2

補助対象経費は、オフィス開設／本社機能を移転するために必要な経費をいいます。

(例) オフィス改修費、通信環境整備費、セキュリティ工事費、  
オフィス賃借料（12月相当分） など

**補助限度額：**下表のとおり

新設時の常時雇用者数・ 移転に伴う増加常時雇用者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人～
新規開設型	-	-	100	125	150	175	200	225	250	275	300
本社機能移転型	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300

単位（万円）

## 補助対象外業種等

- ・貸金業
- ・商品先物取引業
- ・連鎖販売取引、訪問販売、電話勧誘販売等の方法による物品の販売を行う事業
- ・風営法に基づく許可または届出を要する事業
- ・宗教活動または政治活動を目的とした事業 など

また、役員等に暴力団員等が含まれる場合も補助対象外となります。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

# ◆雇用拡大支援費（最大200万円）

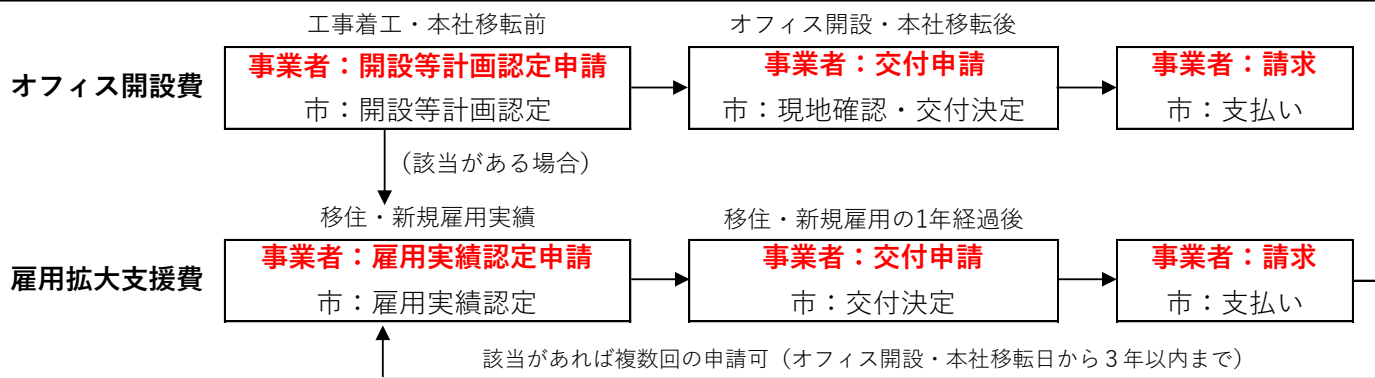
## 要件

- オフィス開設等計画の認定を受けていること
- オフィス開設日／本社機能移転日の**3か月前から3年後までの**期間内に次のいずれかに該当する者がいること
  - ・移住者：オフィス開設等に伴い本市に移住した既存の常時雇用者
  - ・新規雇用者：新たに雇用した市内に住所を有する常時雇用者
- 移住者または新規雇用者が1年以上市内に住所を有すること

**補助額**：新規雇用者・移住者 1人につき**10万円**

**補助限度額**：200万円（20人分）

## ◆補助金交付までの大まかな流れ



※当補助金の申請を検討されている方は、事前にご相談ください。  
 ※当補助金制度は、申請期日がありますので、下表をご確認ください。

区分		申請期日
新規開設型	新たにオフィスを開設する場合	建物建築工事着工日
		建物売買契約日
		建物賃貸借契約日
本社機能移転型	既存の支社等に改修、増築等が発生する場合	改修等工事着工日
	上に該当しない場合	本社機能移転日

## ◆用語の意義

事業者	合名会社、合資会社、合同会社、株式会社（特例有限会社を含む。）、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋測量士法人、行政書士法人
オフィス	事業者が自らの事業に係る事務処理業務（事務処理業務に付随する軽作業を含む。）を行う事業所（小売業、飲食業等の接客業を目的とした店舗または住居兼用のものを除く。）
本社機能	事業者の経営方針における意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括等の機能
常時雇用者	事業者に直接雇用された者であって次のいずれにも該当するもの ・市内のオフィスに常時勤務する者 ・社会保険被保険者 ・雇用保険被保険者 ・雇用期間の定めのない者

御不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

我孫子市 環境経済部 企業立地推進課

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 分館2階

TEL:04-7185-2214

我孫子市 オフィス開設補助金

検索

